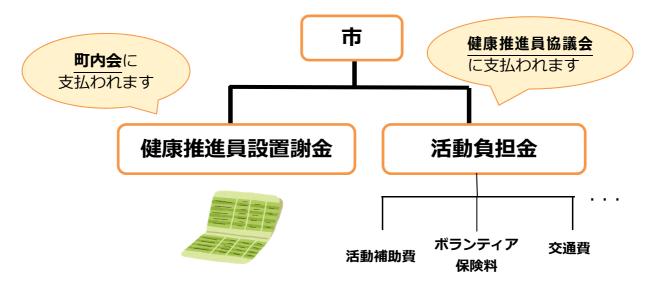
3 予算のしくみ



健康推進員協議会の予算のしくみを図で説明します。



(1)健康推進員設置謝金

市から各町内会の市政協力費口座に、選任した健康推進員1人あたり3,000円が支払われます。町内会での使途は指定していません。

(2)健康推進員協議会活動負担金

協議会では、この活動負担金をもとに予算を組み立てています。総会・研修会の費用や活動補助費、理事会などの交通費、ボランティア保険加入料などを支出しています。

ボランティア活動保険について

健康推進員の皆様には全員、「ボランティア活動保険」に加入していただいており、

- ●健康推進員の支部研修会に行く途中、集会所の階段で転び、入院した
- ●サロンでゲームをしたら、けがをしてしまい、通院した

など、健康推進員活動の中で起こった事故やけがが補償されます。(ただし、健康推進員自身が運転する自動車での事故などは、自動車保険での補償が優先される場合もあります。)

「ボランティア活動保険」への加入手続きは、健康推進員協議会事務局 (健康推進課)が行っています。活動中に事故やけがなど、トラブルが起こった場合には、速やかに健康推進員協議会事務局(健康推進課 20-4214) までご連絡ください。